

公立大学法人沖縄県立芸術大学受託事業取扱規程

令和5年3月14日
沖芸大規程第142号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）における受託事業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 受託事業 法人において外部から委託を受けて行う活動で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (2) 直接経費 受託事業の遂行に直接必要な謝金、賃金、旅費、消耗品費、光熱水費、通信費、役務費等の経費をいう。
- (3) 間接経費 受託事業の遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費をいう。
- (4) 組織の長 公立大学法人沖縄県立芸術大学組織規則第6条第2項に規定する事務局長、沖縄県立芸術大学学則第7条に規定する学部長、附属図書・芸術資料館長及び芸術文化研究所長並びに沖縄県立芸術大学大学院学則第8条第1項に規定する研究科長をいう。

(受入れの原則)

第3条 受託事業は、公立大学法人沖縄県立芸術大学定款（以下「定款」という。）第26条各号に定める業務に該当すると認められ、かつ、法人の教育研究活動に支障が生ずるおそれがないと認められる場合に受け入れることができるものとする。

(受託事業の申込み)

第4条 受託事業の申込みをしようとする者は、理事長に受託事業申込書を提出しなければならない。

(受託の条件)

第5条 受託事業を受け入れる場合には、次の各号に定める条件を付すものとする。

- (1) 受託事業は、法人に受託事業を委託する者（以下「委託者」という。）が一方的に中止することができないこと。
- (2) 受託事業の結果発生した特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権ならびにこれらの権利（以下「特許権等」という。）は、原則として法人に帰属すること。ただし、特に必要がある場合は、第7条に規定する契約により両者が協議の上、その持分比率を決定することができること。
- (3) やむを得ない事由により受託事業を中止し、又はその期間を延長する場合は、法人はその責めを負わないこと。
- (4) 受託事業に要する費用は、第7条に規定する契約の締結の日から法人が発行した請求書の支払期限までに支払うこと。
- (5) 納入された費用は、原則として委託者に返還しないこと。ただし、第3号による受託事業の中止の場合等において、納入された費用に不用が生じたときには、その不用

となった額を返還することができること。

(6) 受託事業に要する費用により取得した設備等は、返還しないこと。

2 理事長は、前項に定めるもののほか、受託事業の受入れに関し必要と認める条件を付すことができる。

3 理事長は、やむを得ないと認めるときは、第1項各号のうち、一部の条件を付さないことができる。

(受入れの決定)

第6条 理事長は、第4条の申込みに基づき、当該受託事業に関係する組織の長の意見を聴いた上で、受入の可否を決定する。

(契約の締結)

第7条 理事長は、前項の受入れの決定をしたときは、受入決定通知書により、その旨を委託者に通知し、受託事業契約書により委託者と契約を締結する。ただし、受託事業に要する経費が100万円未満であって、理事長が契約書を作成する必要がないと認める場合は、契約書を省略することができるものとする。

(受託事業に要する費用の負担)

第8条 受託事業に必要な委託者が負担する費用の額は、直接経費及び間接経費の合算額とする。

2 間接経費の額は、直接経費の30パーセントに相当する額とする。

3 理事長は、必要があると認める場合には、間接経費の額を前項に定める額と異なる額とすることができる。

(受託事業の中止等)

第9条 受託事業を担当する教職員（以下「担当教職員等」という。）は、事業を中止し又はその期間を延長する必要があるときには、直ちに理事長に報告しその指示を受けるものとする。

2 理事長は、前項の報告によりやむを得ないと認めたときは、委託者と協議の上、これを中止し、又はその期間を延長することができる。

(完了の報告)

第10条 担当教職員等は、受託事業が完了したときは、速やかに成果品等を添えて理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告を受けたときは、契約書に定めるところにより委託者に成果品等を提出しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 理事長及び委託者は、受託事業契約の締結にあたり、相手方より提供もしくは開示を受け、又は知り得た情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか受託事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和5年3月14日理事長決裁）
この規程は、令和5年3月14日から施行する。